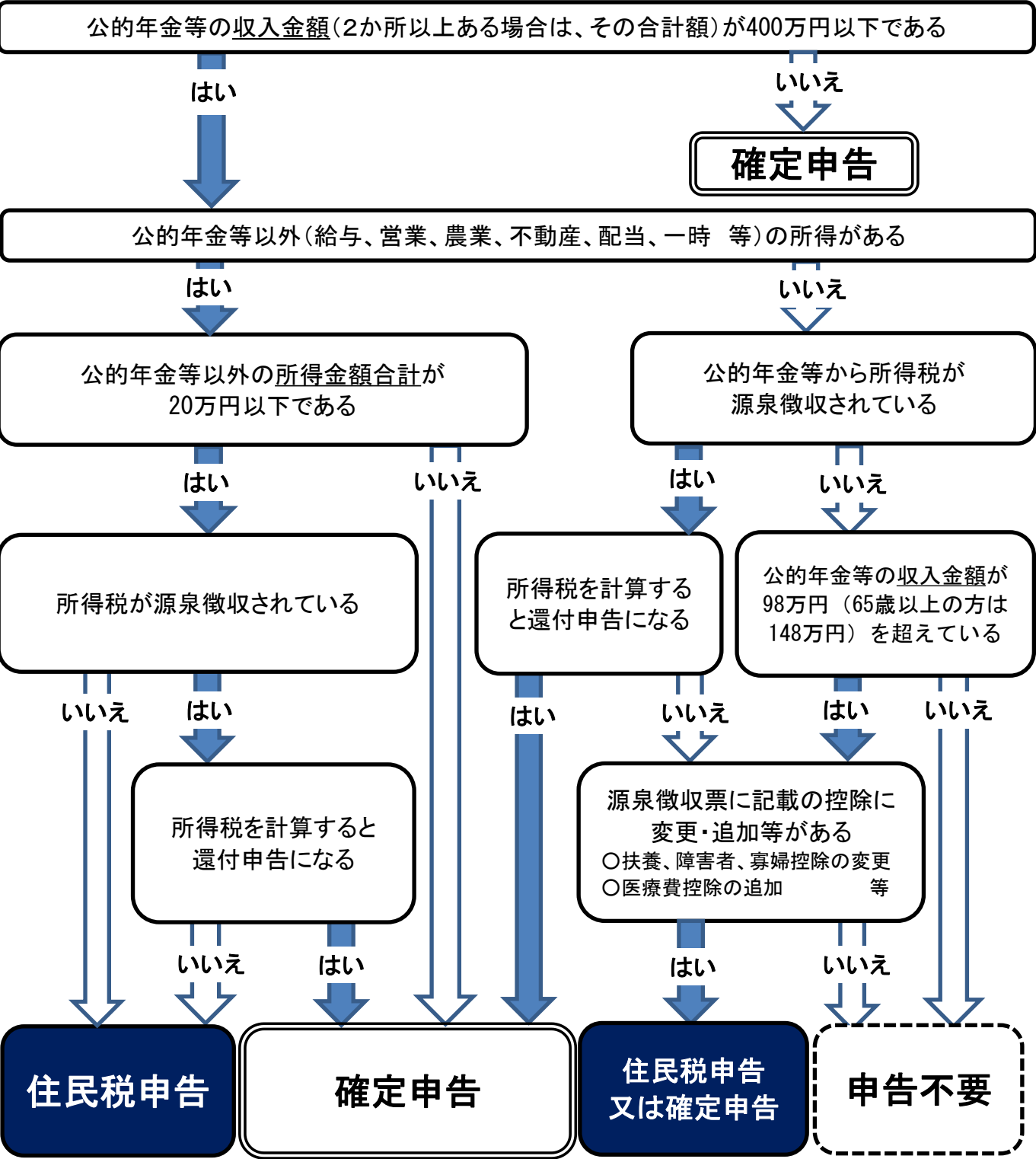


公的年金等確定申告不要制度の判定と住民税申告のフローチャート

小矢部市総務部税務課

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告が不要となります（所得税の還付を受ける場合を除く。）。
また、所得税の確定申告をする必要がなくても、住民税申告は必要な場合がありますので、詳しくは下記のフローチャートで確認してください。



注1 遺族年金、障害者年金等の非課税年金を受給している又は預貯金を取り崩して生活しているなど前年に所得がない場合で、どなたの扶養にもなっていない人については、「所得0円」で住民税の申告をしてください。